

■点検項目 3 関係（雇用しようとする者への説明・明示）

派遣労働者として就労しようとする労働者が、実際の就労時の賃金の額の見込み等を事前に把握し、安心・納得して働くことができるよう、派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者（登録状態にあるいわゆる登録型の派遣労働者、いわゆる常用型の派遣労働者（雇入れ後に一定期間研修を受講したり、派遣による就業以外の業務を行ったりした後に派遣される者を含む。）も該当）に対し、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項等（下記②～⑤）を説明しなければなりません（派遣法 31 の 2 ①）。併せて、派遣元事業主は、労働契約の締結に際し、事前に、当該労働者に派遣労働者として雇入れようとする旨（紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れる場合にあっては、その旨を含む。）（下記①）を明示しなければなりません（派遣法 32 ①）。

【説明・明示事項】

- ① 派遣労働者として雇い入れる旨（紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れる場合にあっては、その旨を含む。）
- ② 労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項（賃金の見込みは、一定の幅があっても差し支えないこと）
- ③ 事業運営に関する事項（具体的には、派遣元事業主の会社の概要（事業内容、事業規模等））
- ④ 労働者派遣に関する制度の概要
- ⑤ キャリアアップ措置（教育訓練や希望者に対して実施するキャリアコンサルティング）の内容

【説明・明示の方法】

待遇に関する事項等の説明は、書面の交付、ファクシミリを利用してする送信又は電子メールの送信その他の適切な方法（口頭やインターネットによる説明等）により行わなければなりません。

ただし、賃金の額の見込みを説明する場合には、書面の交付若しくはファクシミリを利用してする送信又は電子メールの送信により行わなければなりません（派遣法 25 の 14 ①）。